

令和6年度札幌市公共建築物シックハウス対策指針に基づく安全確認の結果について

平成22年、市有施設で揮発性有機化合物等の室内濃度指針値を大幅に上回るトルエンが検出されたことを受け、札幌市では公共建築物シックハウス対策指針の改定を行うなど、対策の強化を行ってきたところです。

このたび、令和6年度に室内改修工事・修繕業務等を行った公共建築物のシックハウス対策実施状況について、下記のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

記

市及び指定管理者が管理する公共建築物（対象1,847施設）のうち728施設（延べ798施設）で室内改修工事・修繕業務等が行われました。これらの施設では、指針に基づく対応を行い、安全を確認しました。

※対象1,847施設の状況は別紙のとおり

表：令和6年度中に室内改修工事等を行った延べ施設の状況

区 分	施設数	指針適合施設数	安全確認の方法[内訳]	
			書類	濃度測定
新築・増築・改築・改修工事	78	78	0	78
修繕業務	630	630	64	567
備品搬入等	90	90	70	23
合 計	798	798	134	668

注) 書類：安全データシート（SDS）等